# 亀山小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

普段の生活や行事をともに経験していく中で、児童相互の、また児童と教師の関係をよりよいものとしていくことが、「亀山小学校へ行きたい」「自分のクラスは最高」と感じられる楽しい学校・学級づくりにつながると考える。いじめの早期発見のためには、児童の個性や交友関係を正確に把握することが必要となるので、児童の訴えや保護者の願いを積極的に受けとめるとともに、心の教育の充実を図る。

#### 〈亀山小学校のよさをいじめ防止に生かします〉

#### よさ1 全校児童が少ない

・毎年の新入生が10名程度であるため、すぐに全校の児童のことを知ることができる。「知っている子」を「仲間」や「友達」と感じられるような取り組みを進めていきます。

#### よさ2 縦割り班が第2の学級

・普段の生活や行事など、様々な場面で同じ目標に向かって、異学年での交流をいろいろな場面で行います。

#### よさ3 あたたかい地域の人々

・学校農園を支えて下さる方々、児童の登下校を見守って下さるみなさんなどと、情報を共有 し、普段の学校生活に生かしていきます。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。四役及び養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

## 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

## ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートやいじめアンケートなどを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

## イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対 策に努める。
- ・「いじめ発見のチェックリスト」を使用し教員の児童に対する目を養い、いじめの早期発見に努める。

#### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。

## エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切な支援体制を組織し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要 に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行っ

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

## (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む教育活動に努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手・を思いやる心の醸成を図る。

- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNSなどの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 縦のつながりを生かした異学年交流を積極的に行い、人を支える喜びや、共に活動する楽し さを味わえるよ

うにする。

- ① 亀の子班遊び
  - ・月に1回、縦割り班で集まって、6年生の計画した遊びを行う。
  - ・強くて優しい高学年に、低学年が楽しませてもらう中で、ルールを守ることやマナーについて学ぶ。
- ② 合同体育や合同音楽など
  - ・低学年、中学年、高学年が合同で体育を行い、少人数ではできない活動に取り組む。
  - ・1年生に6年生が校歌を教えたり、読み聞かせを行ったりする。
  - ・学級では味わえない難しさや喜びを感じ、上の学年であるというリーダーシップが芽生えたり、「あんな高学年になりたい。」というあこがれをもったりするように計画し実践する。

#### カ PTA や地域の方との連携

・地域の方を講師とした授業を地域の方々と協力することで、積極的に展開する。 〈汗の広場での栽培活動、蚕を中心とした絹糸にまつわる地域学習、西山開拓、うしのけ山での学習など〉

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ・不登校対策委員会(毎月実施)、生活アンケート及び教育相談(年5回)を実施し、 児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 教育サポートセンター等の相談電話、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を 整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、教育サポートセンター、警察署、 児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめによる重大事態への対処に関するフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

# 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、 努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の 資質向上に努める。